

津市たるみ児童福祉会館（乳児院・児童養護施設）に係る家庭的養護推進計画に基づく新施設の建設について

1 経過等

津市たるみ児童福祉会館は、昭和24年に旧津市が児童養護施設として整備し、昭和54年から、同年に設立した社会福祉法人津市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に事業運営を委託し、平成18年の指定管理者制度への移行を経て現在に至っており、事業団は、旧津市が同敷地内（1 - 参考2）に設置した障害者支援施設等の他施設も併せた一体的な管理運営を行っています。このような公設民営の児童養護施設は県内唯一であり全国的にも数少ない運営形態です。本市と事業団はこのような体制のもと、社会的養護を必要とする子どもたちが充実した生活を送ることができるよう、国の方針に基づき互いに連携して環境整備に努めてきました。

こうした中、平成23年7月に国の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会等において社会的養護の課題と将来像が取りまとめられ、この中で、社会的養護の基本的方向として家庭的養護を推進することとし、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされました。これに沿って、施設における家庭的養護の推進を実現するため、国から平成24年11月に児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進についての通知があり、この中で、三重県による都道府県推進計画の策定のため、各施設においても、家庭的養護推進計画を策定し、それぞれの実情に応じて、小規模化や家庭的養護を推進する具体的な方策を定めることとされました。

これを受けて、津市たるみ児童福祉会館においても、家庭的養護サービスを提供するため、施設の小規模化・ユニット化に向けた施設整備への取組等について定めた「津市たるみ児童福祉会館／乳児院」家庭的養護推進計画及び「津市たるみ児童福祉会館／児童養護施設」家庭的養護推進計画を平成26年7月に策定しました。

今回、家庭的養護の一層の推進を図っていくため、両計画に基づき、新たな乳児院及び児童養護施設を建設しようとするものです。

2 家庭的養護推進計画の概要

津市たるみ児童福祉会館における家庭的養護推進計画は、施設の整備内容、人員配置、公設民営という現状の在り方等について、本市の考え方を整理したものであり、主な内容は次のとおりです。

- (1) 施設整備については、計画の全体期間（平成27年度から平成41年度まで）のうち、前期（平成27年度から平成31年度まで）に行います。
- (2) 施設形態は、現在、入所児童の全員が1つの施設内で共同生活を送る大舎制ですが、これをより家庭的な生活環境とするため、入所児童を少人数のグループに区切り、グループごとに独立した生活を送れるよう施設設備を整えた小規模グループケア（ユニット制）へ形態移行します。
- (3) 施設の完全民営化についての協議を進めます。

3 施設整備に関する基本的な考え方

現施設については、一刻も早く家庭的養護サービスを提供するための施設改修に取り組む必要があります。また、乳児院においては消防法施行令の改正により、平成30年3月末までにスプリンクラーの設置が義務化されています。これらのことから平成29年度において、敷地内に事業団が事業主体となって新施設を建設しようとするものです。

現在、建設用地である市有地の使用に関する協議を事業団と進めています。また、事業団が、国及び県に対して建設費用に係る補助金交付申請を予定しており、国及び県から当該補助金が交付決定された場合には、本市も事業団に対して津市民間社会福祉施設整備費補助金の交付等を行い、必要な支援を行っていきます。

4 新施設の概要

- (1) 構造 鉄骨造2階建て
- (2) 延床面積 約1,990㎡（約600坪）
- (3) 概算事業費 約6億円
- (4) ユニット数 6（乳児院2、児童養護施設4）

5 事業団による新施設建設と施設の完全民営化による効果

- (1) 高機能施設の完成による家庭的養護が実現できます。
- (2) 事業団自らが施設を建設することにより、完全民営化が実現し、三重県から民間施設給与等改善費が支給されることから、事業団の財政基盤の安定化が図られます。

6 今後のスケジュール

平成28年10月 津市たるみ児童福祉会館の指定管理者の選定

1 2月 津市たるみ児童福祉会館の指定管理者の指定について
の議案を提出

平成29年 3月 平成29年度当初予算に、新施設に必要な予算を計上

4月 津市たるみ児童福祉会館の指定管理者の指定

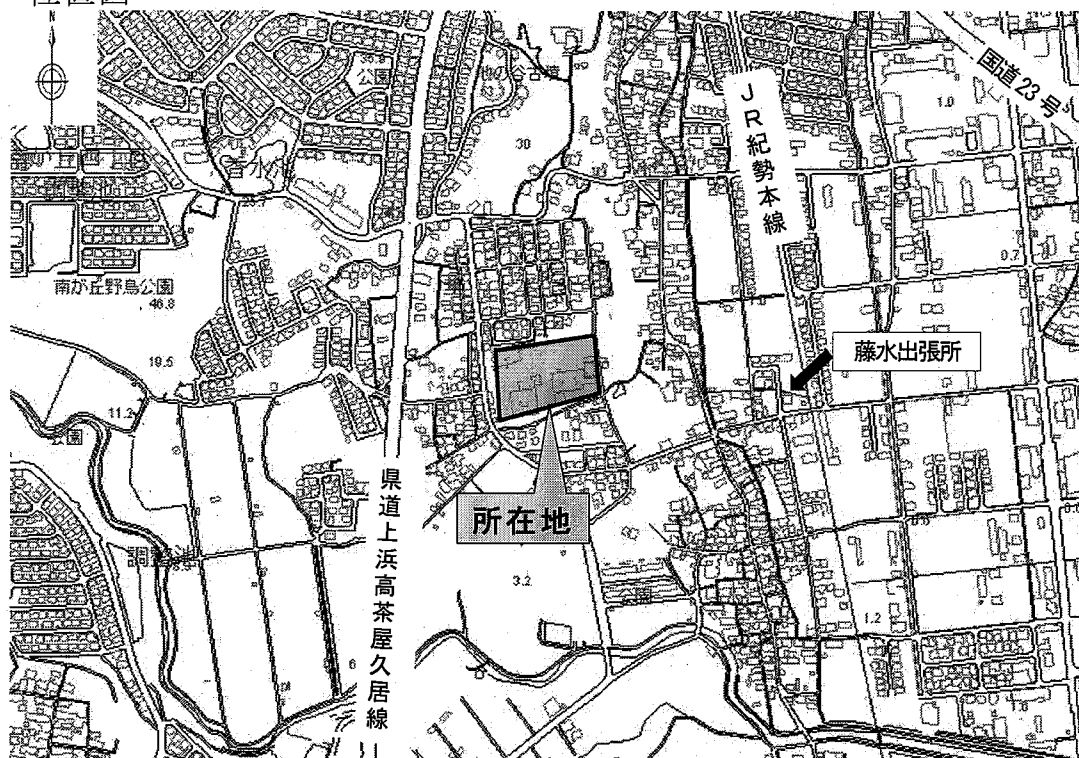
1 2月 津市たるみ児童福祉会館の設置及び管理に関する条例
の廃止についての議案を提出

平成30年 4月 新施設の稼働

7 その他

現施設については、地域活力再生のために地方公共団体が行う自主的・自主的な取組を国が支援する「地域再生制度」を活用し、新たな機能を有する施設として再生し、利活用することを検討します。

位置図



配置図

